

兵庫県公報

令和6年3月8日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

公安委員会規則	ページ
○ 兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	1

公布された法令のあらまし

◎兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第3号）
道路交通法の一部改正により、特定小型原動機付自転車運転者講習に関する規定が整備されたことに伴い、兵庫県警察の組織について所要の整備を行うこととした。

公安委員会規則

兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年3月8日

兵庫県公安委員会
委員長 澤 田 隆

兵庫県公安委員会規則第3号

兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県警察の組織に関する規則（昭和52年兵庫県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
第34条中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 特定小型原動機付自転車運転者講習に関すること。

附 則

この規則は、令和6年3月26日から施行する。